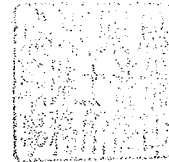


(一社) 鳥取県東部建設業協会
会 長 藤 原 正

(一社) 鳥取県八頭建設業協会
会 長 山 根 敏 樹

様

鳥取県鳥取県土整備事務所長



鳥取県八頭県土整備事務所長



第 2 三谷事業所への所定の手続きの徹底について (依頼)

平素より県土整備行政の推進について、ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、東部管内においては、国等の積極的な事業推進等に伴い大量の残土処分が必要となっています。

このため、現在稼働中の第 2 三谷事業所では、受入可能土量を超える事態となっており、多数の工事現場で当面の残土搬出先を確保するなど、新たな対応に取り組んでいるところです。

このようなことから、今後、新たな残土処分場が確保されるまでの間、第 2 三谷事業所への残土搬入を効果的にするため、下記事項について貴会会員へ周知していただきますよう、ご理解とご協力よろしく申し上げます。

記

- 1 第 2 三谷処分場へ搬入申込 (搬入日予約) をしている土量を、その後の都合により減じて搬入又はキャンセルする場合、搬入予定日の 5 日前まで (やむを得ない場合は前日まで) に所定の手続きを徹底すること。(建設発生土処理システムによる。)
- 2 搬入日当日に土質の状況等により搬入できなくなった場合、必ず処分場管理事務所の管理員にその旨連絡すること。(電話 0858-85-2120 平日 8:30 ~ 17:00 ただし、12:00 ~ 13:00 を除く)
- 3 1、2 については、今後発注の現場説明書に追記する予定です。